

鳥取県のねらい撃ち  
児童手当差し押さえ

# 血も涙もない徴税行政に

## 慰謝料まで認めた地裁判決

# STOP

# 国民の命やけりつづける

税金の滞納を理由に鳥取県がおこなった児童手当の差し押さえは違法だとする裁判で3月29日、鳥取地裁は、差し押さえを違法と認め、「子どもを持つ父親として多大な精神的苦痛を被った」として慰謝料の支払いなどを命ずる判決を下しました。

この違法な差し押さえ事件を2009年の国会で追及したのが日本共産党。仁比そうへい前参院議員らの論戦と民商をはじめとする市民による支援運動が、画期的な地裁判決につながりました。日本共産党は、まさに「悪政から国民の命と暮らしを守る防波堤」です。

## 仁比 せい、前参院議員が国会質問で追及

日本共産党鳥取県委員会などからこの事件について相談を受けた仁比聡平参院議員(当時)は、国会の日程をぬって鳥取市まで出向き、当事者家族から、経過・事情を聞き、参院決算委員会で追及しました。



09年06月の参院決算委員会で追及する仁比聡平参院議員(当時)

仁比氏は、子どもの給食費や高校授業料の支払いにも事欠く当事者家族の生活実態を紹介し、「滞納者の生活の実情を無視した財産の差し押さえなどあり得ない」と迫るとともに、鳥取県が、児童手当が銀行口座に振り込まれることを既に調査したうえで、それをねらい撃ちにした差し押さえである点を強調し、「ねらい撃ちで児童手当を取り上げるという、こんなやり方はまさに血も涙もないひどいやり方だ」と鳥取県が差し押さえを取りやめるよう国の対応を求めました。

これに対して、当時の与謝野馨財務大臣は「税法を適用する場合も、一方では厳正でなければならないが、やはり個別の事情に応じた相当性のある判断をしなければならない」と答え、舛添要一厚労大臣も「児童手当の趣旨が生かされるようにすべきだ」などと答弁。鳥取県への指導についても佐藤勉総務大臣が「よく検討させていただいて、そういう事案等々を理解できるような指導はしてまいりたい」と答えていました。

## 「児童手当をねらい撃ちする差し押さえは控えるべき」

### 地裁判決を受けて 佐々木衆院議員が質問

### 国税庁当局者が答弁



佐々木憲昭衆院議員

鳥取地裁の判決を受けて、日本共産党の佐々木憲昭衆院議員が4月15日の衆院予算委員会分科会でこの問題を取り上げ、09年に同事件を質問した際に、与謝野馨財務相(当時)が「児童手当は子どもの養育に使うという目的に達せられるべきだ」とのべ、児童手当を使えなくすることは禁止されていると明言したことにふれ、「入金をねらい撃ちする差し押さえはすべきではない」と求めました。

国税庁の当局者は「児童手当の振り込みをねらい撃ちに差し押さえ、使用できなくなる状況にすることは差し控えるべきであると考えている」と答弁。新藤義孝総務相は「与謝野大臣と同じような考え」と答えています。

# 悪政からの防波堤 日本共産党